

フリープラン(10倍型歳満期特別養老保険)

旧簡易生命保険法は廃止されていることから、簡易生命保険契約に新たにご加入いただくことはできません。また、民営化前にご加入いただいた簡易生命保険契約の保障内容を大きくする契約変更(財形住宅貯蓄保険、財形年金養老保険及び財形終身年金保険を除きます。)や特約の追加等による変更契約もできません。

商品の特徴

- ・ 保障に重点を置いた保険で、亡くなられたときは満期保険金の10倍、事故・災害で亡くなられた場合で重大な過失等がないときは、最高で満期保険金の21倍の保障が得られます。
- ・ 保障が重点ですが、満期の楽しみもあります。
- ・ 少ない保険料で大型保障が得られます。
- ・ 満期の年齢を自由に設定、41通りです。

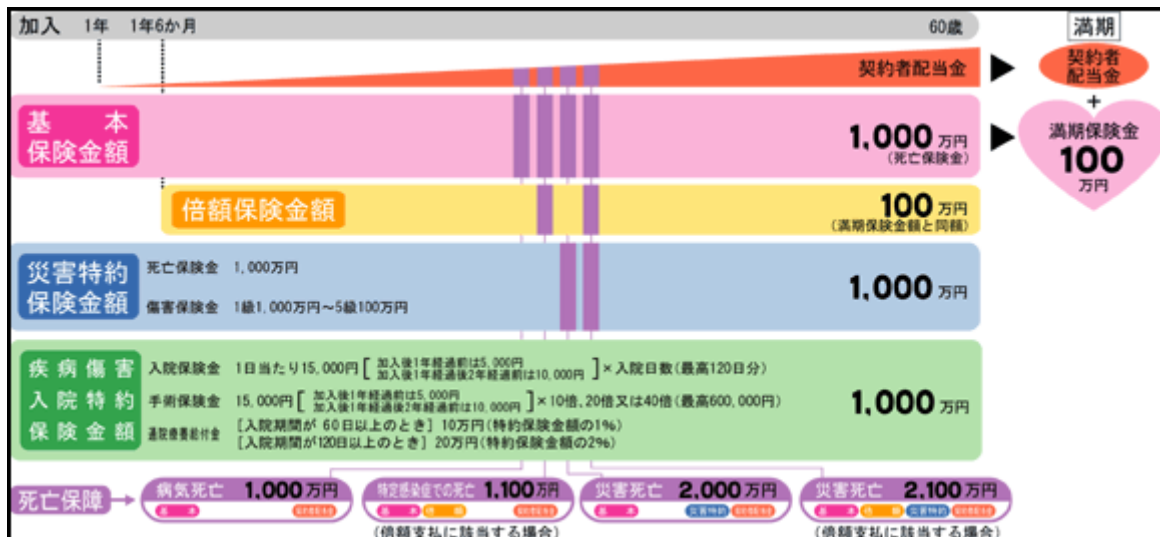
加入年齢と保険期間

加入年齢	保険期間(1年刻み)
15～45歳	10～20年
46歳	10～19年
47歳	10～18年
48歳	10～17年
49歳	10～16年
50歳	10～15年
51歳	10～14年
52歳	10～13年
53歳	10～12年
54歳	10～11年
55歳	10年

基本保険金額1,000万円(満期保険金額100万円)(60歳満期)

災害特約保険金額1,000万円
 疾病傷害入院特約 1,000万円
 保険金額

〽に加入の場合



- 基本** 被保険者が亡くなられたとき。
 - 倍額** 加入後1年6か月を経過し、事故・災害で被害後180日以内に亡くなられたとき(重大な過失等がない場合)又は特定感染症で亡くなられたとき。
 - 災害特約** 事故・災害で被害後180日以内に亡くなられたとき。
 - 契約者配当金** 1年経過後から契約者配当金の発生状況により積み立てられ、契約の終了時等に支払います。また、一定の要件のもとに、お客さまのご請求により、いつでもお受け取りになれます。
- ・一つの基本契約に付加できる特約は、災害特約と入院特約のうちのいずれか2種類(合わせて最高3種類まで)でした。ただし、特約種類によっては重複して付加できない場合等がありました。
 - ・特約保険金の支払額は、特約の種類ごとに通算して、その特約の特約保険金額をもってその限度としました。
 - ・通院療養給付金は入院保険金の支払対象となる入院を60日以上継続し、退院後も引き続き通院や療養が必要な場合に支払います。